

令和2年4月22日

(関係団体の長) 様

茨城県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(茨城県知事 大井川 和彦)

新型コロナウイルス感染症に関する茨城県における緊急事態措置等について (依頼)

県政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、国の新型コロナウイルス対策本部長（内閣総理大臣）は、4月16日付けで本県を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある地域（特定警戒都道府県）として、対象地域に指定しました。

これを受け、本県では、令和2年4月18日より新型コロナウイルス感染防止対策をより一層推進するため、同法第24条第9項に基づき、対象施設の管理者等に対して休業の要請を行い、さらに、4月22日より対象施設を別添のとおり拡大し、休業要請を行っております。

貴職におかれましても、感染拡大を防止するため、貴団体の構成員の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

(連絡先)

茨城県産業戦略部中小企業課

電話：029（301）3550

緊急事態措置等【第2弾】

～ 休業要請等対象施設の拡大 ～

○ 対象施設； **約30,000事業所**（対象施設は別紙）

※ 飲食店や居酒屋などの食事提供施設は営業時間を短縮

○ 実施期間； 2020年 **4月22日(水)から5月6日**まで

※ 4/17発表の緊急事態措置等に係る施設は概ね4/18から

○ 協 力 金； 1事業者 最大30万円【変更なし】

※ 1事業者あたり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算。複数賃借している場合はさらに10万円を加算

※ 対象事業者； 中小企業及び個人事業主

※ 申請方法などの詳細については後日ホームページで公表予定

(別紙)休業要請する施設の具体例

■休業要請対象施設

下線部;追加施設

種 類	施 設
遊興施設等	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗店, デリヘル, アダルトショップ, 個室ビデオ店, カラオケボックス, ライブハウス, <u>ネットカフェ</u> , <u>漫画喫茶</u> , <u>場外(車・船)券場</u> 等
大学・学習塾	大学, <u>専門学校</u> , <u>高等専門学校</u> , <u>自動車教習所</u> , <u>学習塾</u> 等
運動・遊技施設	パチンコ店, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ, マージャン店, ゲームセンター, <u>体育館</u> , <u>屋内・屋外水泳場</u> , <u>ボウリング場</u> , <u>スケート場</u> , <u>柔剣道場</u> , <u>テーマパーク</u> , <u>遊園地</u> , <u>ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内)</u> , <u>陸上競技場・野球場・テニス場(※観客席)</u> 等
劇場等	劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演芸場 等
その他,	<u>集会場・展示施設</u> , <u>商業施設</u> , <u>文教施設</u> 等 ※商業施設は, 生活必需物資の小売関係等以外の店舗等

■営業時間短縮要請施設(朝5時から夜8時までの間の営業, 酒類の提供は夜7時まで)

食事提供施設	<u>飲食店</u> , <u>料理店</u> , <u>喫茶店</u> , <u>和菓子・洋菓子店</u> 等 ※宅配・テイクアウト除く
--------	--------------------------------------------------------------------------